

令和 5 年 教育委員会

第20回 定例会 議事日程

令和 5 年12月12日（火）

第 1 議 案

【 子ども総務課 】

- （１）議案第33号「千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」
- （２）議案第34号「千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」

第 2 報 告

【 文化振興課 】

- （１）国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画素案パブリックコメントの結果について

【 子ども総務課 】

- （１）令和 5 年千代田区議会第 4 回定例会報告について

第 3 その他

【 子ども総務課 】

- （１）教育委員会行事予定表
- （２）広報千代田（12月20日号）

千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（平成19年千代田区教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
（通則） 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第25条第1項の規定により千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の<u>委任等</u>については、特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （教育長委任事項） 第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）第2条の表1の項から15の項までの規定により委員会が処理することとされた事務は、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、教育長に委任する。 （1）から（21）まで （現行に同じ） 3 千代田区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員（以下「幼稚園職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。 （1）から（17）まで （現行に同じ） 4 千代田区立幼稚園（こども園を除く。）、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する千代田区長任命に係る職員（県費負担教職員を除く。以下「学校職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。 （1）から（15）まで （現行に同じ） 5 区長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年千代田区規則第46号）の規定により委員会が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。 （1）から（3）まで （現行に同じ） 6 千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭	（通則） 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第25条第1項の規定により千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の<u>一部委任</u>については、特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （教育長委任事項） 第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）第2条の表1の項から15の項までの規定により委員会が処理することとされた事務は、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、教育長に委任する。 （1）から（21）まで （略） 3 千代田区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員（以下「幼稚園職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。 （1）から（17）まで （略） 4 千代田区立幼稚園（こども園を除く。）、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する千代田区長任命に係る職員（県費負担教職員を除く。以下「学校職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。 （1）から（15）まで （略） 5 区長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年千代田区規則第46号）の規定により委員会が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。 （1）から（3）まで （略） 6 千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭

和62年千代田区教育委員会規則第5号)に関する事務は、教育長に委任する。 (報告) 第3条 教育長は、<u>前条</u>の規定により委任された事務のうち特に重要な事項について、委員会の求めに応じ、その管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。 (教育長の臨時代理) 第4条 教育長は、第2条各項の規定により、<u>委任を受けた事務以外の事務について緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、これを臨時に代理することができる。</u> 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、<u>速やかに、委員会に報告を行いその承認を得なければならない。</u> (委任) 第5条 教育長は、この規則の施行について必要な事項を定めることができる。	和62年千代田区教育委員会規則第5号)に関する事務は、教育長に委任する。 (報告) 第3条 教育長は、<u>前2条</u>の規定により委任された事務のうち特に重要な事項について、委員会の求めに応じ、その管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。 (委任) 第4条 教育長は、この規則の施行について必要な事項を定めることができる。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

1 改正理由

教育委員会で議決をすべき案件は、定例会（毎月第2火曜日及び第4火曜日の月2回）、又は臨時会で付議し、議決を得ている。

しかしながら、教育委員会が議決すべき案件の中には急を要するものがあり、教育行政を運営していく中で臨時会を含めて教育委員会を招集する時間的余裕がない場合がある。

このような場合、現在は、やむを得ず書面開催という方法で議決を得ているが、書面開催という方法は千代田区教育委員会会議規則（昭和31年千代田区教育委員会規則第5号）で定めのあるものではなく、また、情報伝達の双方向性と即時性も確保できないため、好ましいものではないと考える。

このため、このような事態が生じた場合の対応として、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合に限り、教育長の臨時代理^{*1}を認める規定を追加する必要がある。

2 改正内容

- （1） 緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに教育長の臨時代理を認める規定を追加（第4条第1項関係）。
- （2） 臨時に代理したときは、速やかに、教育委員会に報告を行いその承認を得なければならない旨を規定（第4条第2項関係）

3 新旧対照表

別添1のとおり

4 施行期日

公布の日（想定は、令和6年教育委員会の会議から）

5 想定される案件

- （1） 区議会に急施をもって上程される議案関係（条例）
- （2） 地教行法第29条に基づく教育委員会の意見聴取に対する意見 等

6 他自治体の状況

東京都、特別区（本区を除く。）含め多くの自治体で臨時代理の規定があり、上記5に掲げる案件について、臨時代理の手続きで対応している。

¹ 行政機関が、権限を本来の行政庁（教育委員会）に残したまま、代理機関が本来の行政庁の名のもとに権限を行使すること。法律によって定められた事実が発生した場合に、法律の定めに従い当然に代理関係が生じる法定代理や、本来の行政庁の授權によって代理関係が生じる授權代理がある。

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会公印規則（昭和43年千代田区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）						旧（現 行）					
（公印の新調、改刻、 <u>廃棄等</u> の申請）						（公印の新調、改刻、 <u>廃棄</u> の申請）					
第6条 公印管守者は、公印を新調、改刻又は廃棄する必要があると認めた場合は、第1号様式により子ども総務課長に申請しなければならない。						第6条 公印管守者は、公印を新調、改刻又は廃棄する必要があると認めた場合は、第1号様式により子ども総務課長に申請しなければならない。					
2 専用公印（公印のうち、特定の事務又は組織の専用とするものをいう。以下同じ。）の新調にあつては、前項の規定による申請書に専用公印の使用対象文書の一覧を添付しなければならない。											
3 前2項の規定は、専用公印の使用対象文書を追加する場合について準用する。											
（公印取扱主任の <u>設置</u> ）						（公印取扱主任の <u>命免</u> ）					
第9条 公印管守者の下に、公印取扱主任（以下「主任」という。）を置くことができる。						第9条 公印管守者の下に、公印取扱主任（以下「主任」という。）を置くことができる。					
2 （現行に同じ。）						2 （略）					
別表第1						別表第1					
公印名	番号	書体	形状寸法	用途	公印管守者	公印名	番号	書体	形状寸法	用途	公印管守者
1 から 3 まで （現行に同じ）						1 から 3 まで （略）					
委員会事務局印	4	てん書	方30ミリメートル	一般文書用、その他	子ども総務課長	委員会事務局印	4	てん書	方30ミリメートル	一般文書用、その他	子ども総務課長
委員会教育長印	5	同	方21ミリメートル	同	同	委員会教育長印	5	同	方21ミリメートル	同	同
専用教育長印	5の2	同	同	児童福祉事務専用（ <u>児童・家庭支援センターに係る事務を除く。</u> ）	子ども支援課長	専用教育長印	5の2	同	同	児童福祉事務専用	子ども支援課長
<u>同</u>	6	<u>同</u>	<u>同</u>	<u>児童・家庭支</u>	<u>児童・家庭支</u>	<u>削除</u>	6				

				援セ ター専 用	援セ ター所 長
委員会 事務局 部長 (担当 部長) 印	6 の 2	同	方19ミ リメー トル	一般文 書用	子ども 総務課 長
7 から26まで (現行に同じ)					

備考

職務代理者は、本来職務者の印を用いるものとする。

別表第2

1、1の2 3 4
2

員 教 千 会 育 代 印 委 区	委 育 千 員 委 代 長 員 田 印 会 区 教	削除	事 育 千 務 委 代 局 員 田 印 会 区 教
-------------------------	---------------------------------------	----	---------------------------------------

5 5の2 6 6の2

教 育 千 育 委 代 長 員 田 印 会 区 教	事 員 千 務 会 代 専 教 田 用 育 区 長 教 育 印 委 育 委 員 員 員 員 会 会 会 会 長 長 長 長 印 印 印 印	児童・家庭支援 児童福祉	務 育 千 局 委 代 部 員 田 長 会 区 印 会 区 教
---------------------------------------	--	-----------------	--

7 から26まで (現行に同じ)

備考

番号5の2、6、19、19の2、19の3、19の4、19の5、19の6、19の7及び19の8にあわせて使用する割印については、22の規定にかかわらず区長部局の例によることができる。

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

委員会 事務局 部長 (担当 部長) 印	6 の 2	て ん 書	方19ミ リメー トル	一般文 書用	子ども 総務課 長
7 から26まで (略)					

備考

職務代理者は、本来職務者の印を用いるものとする。

別表第2

1、1の2 3 4
2

員 教 千 会 育 代 印 委 区	委 育 千 員 委 代 長 員 田 印 会 区 教	削除	事 育 千 務 委 代 局 員 田 印 会 区 教
-------------------------	---------------------------------------	----	---------------------------------------

5 5の2 6 6の2

教 育 千 育 委 代 長 員 田 印 会 区 教	事 員 千 務 会 代 専 教 田 用 育 区 長 教 育 委 印 員 員 員 員 会 会 会 会 長 長 長 長 印 印 印 印	児童福祉	務 育 千 局 委 代 部 員 田 長 会 区 印 会 区 教
---------------------------------------	---	------	--

7 から26まで (略)

備考

番号5の2、19、19の2、19の3、19の4、19の5、19の6、19の7及び19の8にあわせて使用する割印については、22の規定にかかわらず区長部局の例によることができる。

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

1 改正理由

専用公印（児童・家庭支援センター専用千代田区教育委員会教育長印。以下「専用教育長印」という。）の新調に伴い、千代田区教育委員会公印規則（昭和43年千代田区教育委員会規則第1号）別表第1及び別表第2に専用教育長印の印影等を追加するとともに、所要の改正をする必要がある。

2 改正内容

- （1） 専用公印の新調時等において使用対象文書一覧を添付する旨を規定（第6条関係）
- （2） 専用教育長印の印影等の追加（別表第1及び別表第2関係）
- （3） その他規定整備

3 新旧対照表

別紙議案のとおり

4 施行期日

令和6年1月1日

5 その他

児童・家庭支援センターでは、千代田区教育委員会教育長印を押印する件数が年間1,000件（概算）を超えており、押印が必要なときは、その都度本庁舎4階の子ども総務課まで足を運んでいる。

このため、押印事務に多大な時間を要し、効率的な事務執行に支障をきたしていることから今般、専用教育長印を新調することとする。

なお、専用教育長印を使用する使用対象文書は、次のとおり

使用対象文書(児童・家庭支援センター専用千代田区教育委員会教育長印)

- 1 学童クラブ等おやつ代助成決定通知書
- 2 学校内学童クラブ事業補助金交付決定通知書
- 3 学校内学童クラブ事業補助金交付却下通知書
- 4 学校内学童クラブ事業補助金交付確定通知書
- 5 私立学童クラブ事業等運営補助金交付決定通知書
- 6 私立学童クラブ事業等運営補助金交付却下通知書
- 7 私立学童クラブ事業等運営補助金交付確定通知書
- 8 千代田区立富士見わんぱくひろば学童クラブ事業従事職員等処遇改善事業補助金交付決定通知書
- 9 千代田区立富士見わんぱくひろば学童クラブ事業従事職員等処遇改善事業補助金交付却下決定通知書
- 10 千代田区立富士見わんぱくひろば学童クラブ事業従事職員等処遇改善事業補助金交付確定通知書
- 11 いずみこどもプラザ事業運営補助金交付決定通知書
- 12 いずみこどもプラザ事業運営補助金交付却下通知書
- 13 いずみこどもプラザ事業運営補助金交付確定通知書
- 14 子育てひろば事業等補助金交付決定通知書
- 15 子育てひろば事業等補助金交付却下通知書
- 16 子育てひろば事業等補助金交付確定通知書
- 17 千代田子育てサポート事業補助金交付決定通知書
- 18 千代田子育てサポート事業補助金交付却下通知書
- 19 千代田子育てサポート事業補助金交付確定通知書
- 20 学童クラブ等開設経費補助金交付決定通知書
- 21 学童クラブ等開設経費補助金交付却下通知書
- 22 学童クラブ等開設経費補助金額確定通知書

- 23 育児支援訪問事業利用決定通知書
- 24 子どもショートステイ事業利用決定通知書
- 25 ベビーシッター利用支援事業補助金交付決定通知書
- 26 子育て短期支援事業及び一時預かり事業経費補助金交付・不交付決定通知書
- 27 子育て短期支援事業及び一時預かり事業経費補助金交付確定通知書
- 28 子育て短期支援事業及び一時預かり事業経費補助金返還命令書
- 29 重症心身障害児等通所支援事業所運営補助金交付・不交付決定通知書
- 30 重症心身障害児等通所支援事業所運営補助金交付確定通知書
- 31 重症心身障害児等通所支援事業所開設等経費補助金交付・不交付決定通知書
- 32 重症心身障害児等通所支援事業所開設等経費補助金交付変更等承認・不承認通知書
- 33 重症心身障害児等通所支援事業所開設等経費補助金額確定通知書
- 34 障害児通所給付事業助成決定通知書
- 35 発達障害等相談・療育経費助成金交付決定通知書
- 36 児童発達支援等利用者負担額助成決定通知書

国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画案に対するパブリックコメントの結果概要

1 概要

国指定史跡常盤橋門跡の適切な保存と活用を図り、次世代への継承をすることを目的に、国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画を策定するにあたり、パブリックコメントを実施した。

当該パブリックコメントにより、寄せられた区民等からの意見は以下のとおりである。

2 パブリックコメントについて

(1)募集期間 … 令和5年9月5日(火)から9月19日(火)まで

(2)募集方法 … 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、区 HP 送信フォーム

(3)周知方法 … 広報千代田9月5号掲載、区ホームページ等(LINE、Facebook、X(旧:Twitter))、文化振興課、各図書館、区役所2階区政情報コーナー、各出張所

(4)提出者数 … 1名

(5)意見数(延べ件数) … 3件

(6)意見の概要と区の考え方 … 下表参照

No	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
1	区内に住所を有する方	国指定史跡である常盤橋の保存活用計画を千代田区が積極的に担う事に賛成です。 第1に、見学施設拠点の整備が挙げられます。現状、点で存在していた文化財が拠点整備により、面でとらえることが可能になり、東京駅から常盤橋・常盤橋、日銀、三越本店までを結んだ重要文化財エリアが構成できます。拠点が核となり面を構成することにより、面積と量を確保し、江戸期の榊形石垣、明治期の常盤橋、日銀本館、大正期の東京駅、昭和期(戦前)の三越本店と時代を追うこともできます。この魅力的なエリアの企業や団体は、所在地の価値向上や集客力アップに寄与する協力や援助に積極的に参画していただけたと思います。 また、拠点に職員などが常駐することにより、維持管理の体制も確保できると考えます。また、史跡の隣接する拠点に発掘品の保存保管(展示)できると、千代田区の調査・研究が円滑に行えることに加え、区外の研究者や研究機関との連携が強固なものとなり、新たな発見や史跡の認定などの成果に結びつくと考えます。	本計画への賛同のご意見として受け止めさせていただきます。 周辺の企業や団体との交流をしながら、周辺の文化財・文化施設とのネットワーク化を進めていきます。 また、職員の常駐化は難しいと思いますが、史跡を保存するための維持管理や調査研究を踏まえた話題・コンテンツ作りなど、ご意見を踏まえて検討してまいります。

No	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
2	区内に住所を有する方	第2は、首都高速の撤去による景観の大幅改善です。日銀側から常磐橋を展望する際に、左右に控える常盤橋・常磐橋のワイドな眺望は、来場される皆さんを虜にすることでしょう。残存する石垣に高麗門を復元するのも1案かと思います。江戸城天守台のように、石垣の上から高麗門の高さを体験できる階段の設置なども、首都高速の撤去の際に生きてくるものと思います。また、日光が射すようになる日本橋川は、数多くの観光船が行き交う注目のスポットになることは、想像に難くありません。幸い、常磐橋には防災用ではありますが船着場が設置されており、その活用には多くの広がりを感じられます。	常磐橋・常盤橋の眺望については、ご意見を踏まえながら、検討してまいります。 高麗門の復元は現実には難しいものと考えますが、ARやVRなどのデジタル技術を活用しつつ、見る方に体験してもらえることを検討してまいります。 防災船着き場については、ご意見を踏まえながら検討を進めていきます。
3	区内に住所を有する方	この計画は、国指定の史跡に対して、国、都、区の行政レベル第3位の千代田区が、その壁をぶち壊して維持管理に声を上げた点に、最大限の賛辞を贈るとともに支持・協力を惜しみません。 常磐橋は、架橋当時いち早く歩車分離の思想を取り入れ、歩行者帯と馬車道が分離されています。このプロジェクトの完成披露の時には、神田祭の神幸祭の行列のような催しをぜひ見たいと思います。	本計画への賛同のご意見として受け止めさせていただきます。

国指定史跡常盤橋門跡 保存活用計画

—概要—

1 計画策定の目的

本計画は、国指定史跡常盤橋門跡（以下、「常盤橋門跡」という）の適切な保存と活用を図り、次世代へ継承することを目的として、千代田区が策定する行政計画である。計画内容としては、史跡の本質的価値を再検討し、それに基づく保存活用や整備の基本方針をまとめるものとする。

2 計画対象範囲と期間

■計画対象範囲

史跡指定地を中心として、史跡の保存活用に影響を及ぼす近隣地区を含む図1の範囲を計画対象範囲とした。

■計画期間

令和6年（2024）4月1日

～ 令和15年（2033）3月31日

期間満了後は改定

3 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第129条の2に基づく国指定史跡の保存活用計画である。また、千代田区の行政計画である①千代田区第4次基本構想、②千代田区文化芸術プラン（第四次）をそれぞれ上位計画とする。

4 検討・協議の経過

学識経験者5名、行政委員（3名：文化財担当課長、道路公園課長、麹町地域まちづくり担当課長）、文化庁、東京都、中央区をオブザーバーとする策定委員会を組織し、現在（令和5年7月）までに計9回委員会を開催して検討・協議を行った。

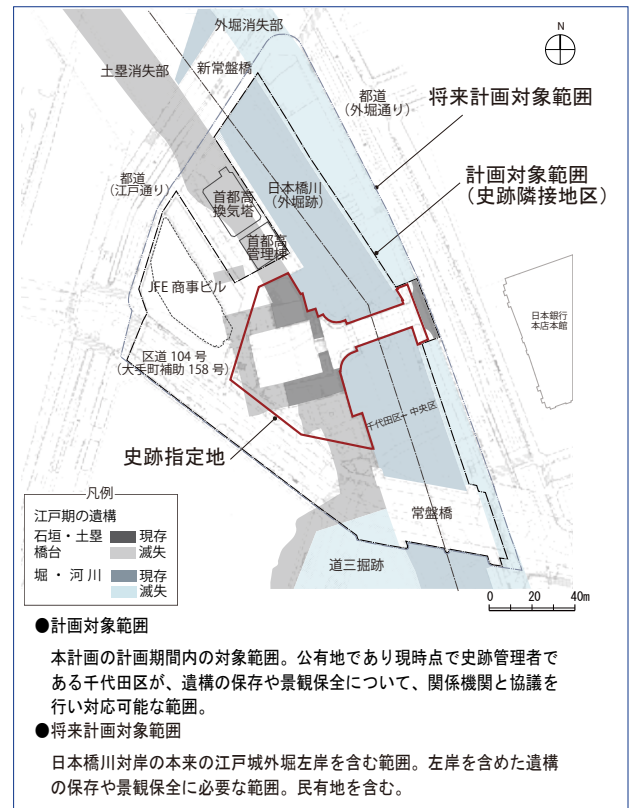


図1 計画対象範囲

■委員名簿（学識経験者）

委員長 谷川 章雄

早稲田大学人間科学学術院教授（考古学（近世））

副委員長 吉田 ゆり子

東京外国語大学総合国際学研究院教授（歴史学（近世））

委員 伊東 孝

元日本大学理工学部社会交通工学科教授（土木史、景観工学）

委員 小野 良平

立教大学観光学部観光学科教授（景観保全、風景計画）

委員 中井 祐

東京大学大学院工学研究科社会基盤学専攻教授

（景観論、公共空間と公共施設のデザインとまちづくり、近代土木デザイン史）

■行政委員

文化財担当課長、道路公園課長、麹町地域まちづくり担当課長

■オブザーバー

文化庁文化財第二課（史跡部門）

東京都教育庁地域教育支援部管理課埋蔵文化財担当

中央区教育委員会事務局図書文化財課

5 史跡常盤橋門跡の概要

常盤橋門は江戸城外堀の門の中でも奥州道中につながる江戸五口の一つで、浅草口、追手（大手）口とも呼ばれた。江戸城正門へとつづく大手筋に位置することから外郭正門に位置付けられる重要な門であった。

明治以後門の建物は破却され、門前の江戸城外堀に架かっていた木橋は、明治10年（1877）に石橋に架け換えられた。その後、枡形石垣も道路建設等により一部取り壊されたが、大正～昭和初期にかけて武蔵野会を中心とする「史蹟保存運動」によって常盤橋門跡の存置が呼びかけられ、昭和3年（1928）に国の史跡に指定された。指定理由としては、外郭枡形石垣の中で最も保存状況が良好であること、明治10年架橋の洋式石橋である常磐橋とともに保存されていることが挙げられている。

その後、昭和8年（1933）に常盤橋公園が開園し、江戸の歴史を感じさせる都心の公園として人々に親しまれた。昭和39年（1964）東京オリンピックにあわせて、旧江戸城外堀であった日本橋川に沿って首都高速道路4号線が高架で建設され、常磐橋（石橋）上に首都高速道路が走ることとなった。

平成23年（2011）の東日本大震災では、枡形石垣や常磐橋（石橋）が被害を受けた。翌平成24年2月から枡形石垣と石橋の修理事業が開始され、令和2年（2020）9月に工事が完了し、現在に至っている。



図2 江戸城の構成 寛永年間頃（1630年代頃）



図3 常盤橋門古写真（幕末期）

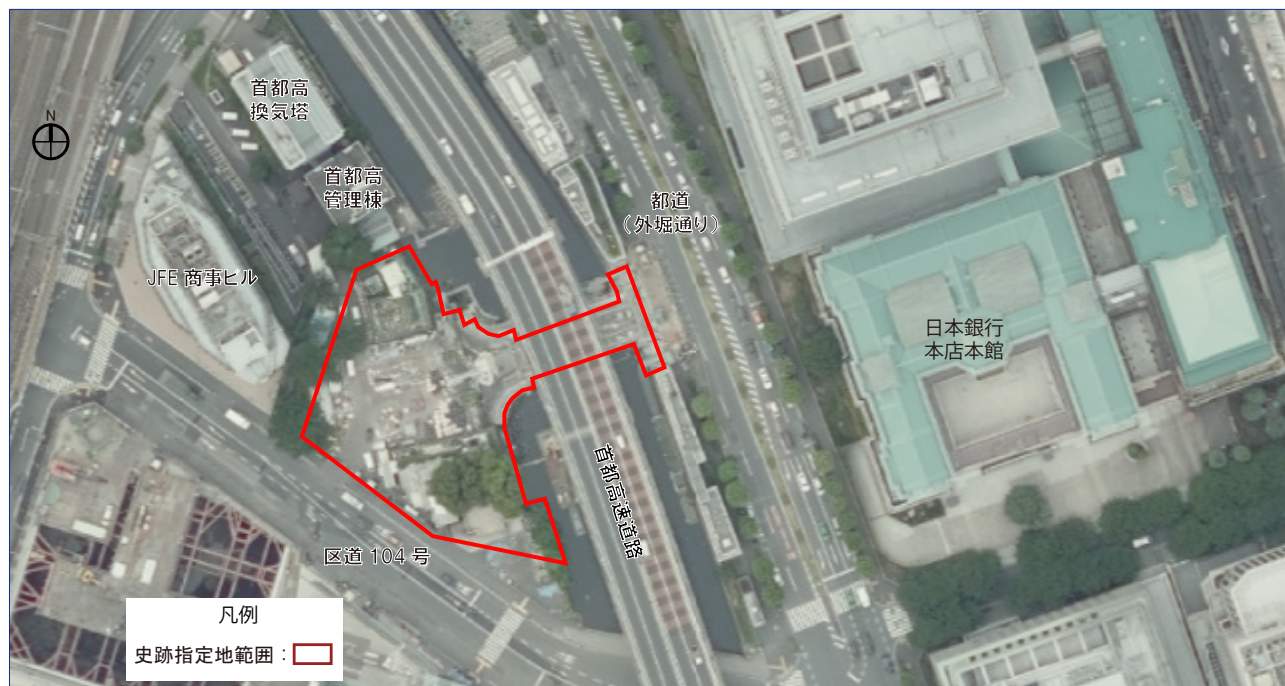


図4 史跡周辺の状況

6 史跡の価値

本計画では常盤橋門跡の価値を以下のように整理する。

(1) 本質的価値

史跡の指定要件となった価値。史跡としての評価や理解の中心となるもの。

①江戸城大手門筋の外郭正門としての価値

【構成要素】枡形門石垣、雁木、土手、外堀跡など

②明治10年架橋の常磐橋としての価値

【構成要素】常磐橋、常磐橋構造補強部分など

(2) 本質的価値に準ずる価値

史跡の指定要件ではないが、史跡の歩みを理解するうえでは欠かすことのできないもの。

①市民運動による保存と公園整備

【構成要素】東京市常盤橋公園入口門柱、史跡銘柱など

②関東大震災からの復興の中で付加された価値

【構成要素】震災復興橋梁常盤橋及びその橋詰遺構など

(3) 特質

①江戸城外郭門の保存の歴史を今に伝える史跡

…多くが破却された江戸城外郭諸門の中で最も良好な状態で残された。常盤橋門跡の開発と保存の重層性。

②都市・東京の移り変りを体感できる空間の要

…「本町通り」と「大手門筋」の境となる場所で水陸の交通が所在し、都市デザインのモデルチェンジを体感することができる文化財などが高密度で分布している。

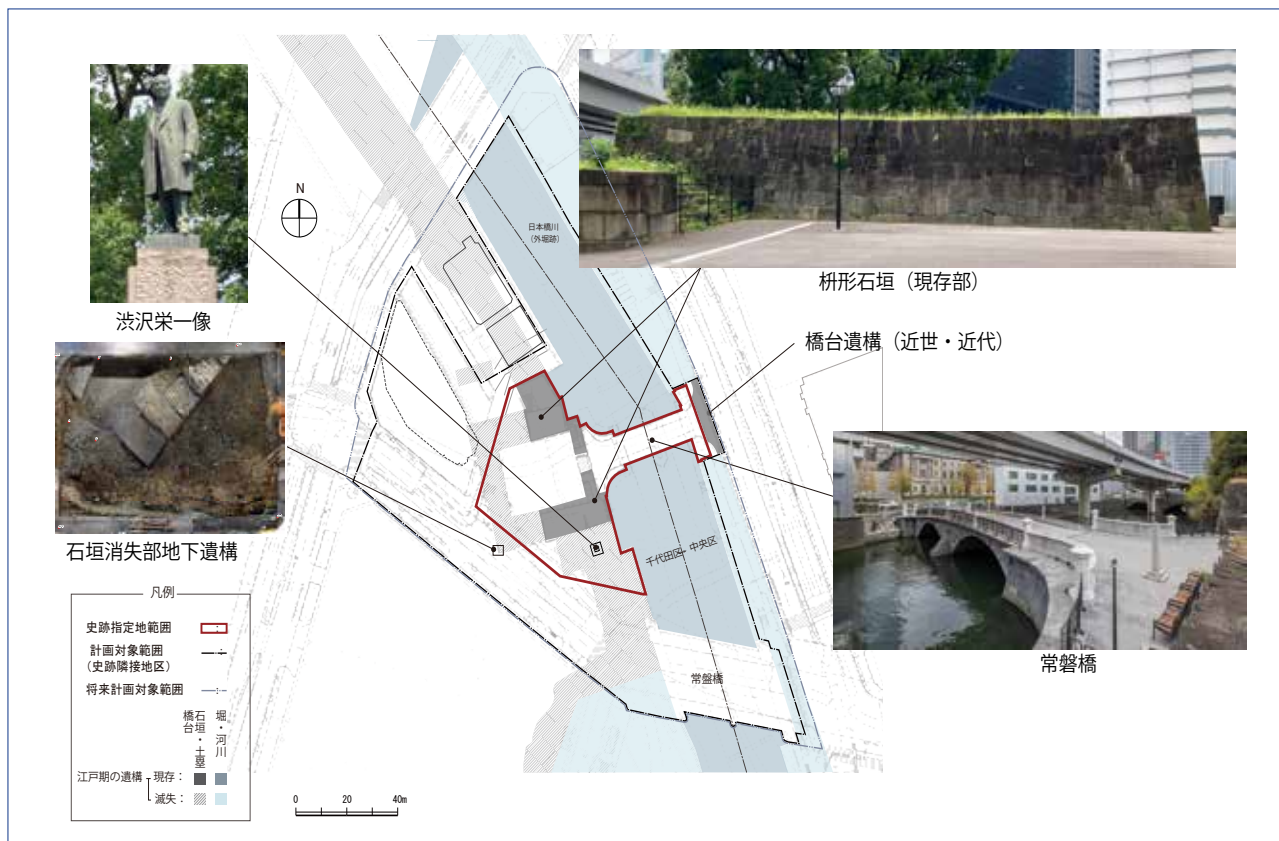
■指定告示

【告示番号】内務省告示第70号

【指定年月日】昭和三年三月二十四日

【名称】常盤橋門址

【説明】江戸城大手門筋ノ外郭正門ナリ、門ハ維新後取壊サレテ石垣ノミ現存セルモ旧規見ルベキモノアリ
外郭ニ架セル常盤橋ハ明治十年洋式石橋ニ改造セラレシモノナリ



7 保存活用の理念と方向性

守り活かす江戸城外郭正門 —江戸から東京への歩みを象徴する史跡—

(1) 保存活用の理念

千代田区は、史跡の価値を将来にわたって保存するとともに、整備を通して顕在化させ、都市の歩みを示す史跡として、まちと歴史の関わりをたどる見学・観光の拠点となることを目指し、地域にとってかけがえのない文化財として未来に継承していくために、保存活用の目標を以下のように掲げる。

■史跡を守り伝える

枅形石垣の遺構と常盤橋を保存していくことはもちろん、調査・研究を継続してその価値を高めていく。また、史跡内外の景観や環境をより史跡に相応しいものにするに努め、江戸城外郭門を実感できる歴史的風致の向上を図る。

■史跡を活かし伝える

江戸・東京の歩みを示す史跡として、まちと歴史の関わりをたどる見学・観光の拠点としての環境を調える。また、都心の利便性と文化財・文化資源の集積する立地特性を活かし、多くの人々が楽しみながら歴史文化に触れ学べるような機会を提供する。

(2) 保存活用等の方向性

1) 調査研究

- ①継続的な調査研究によって、常盤橋門跡の本質的価値のさらなる解明に努める。
- ②発掘調査、史資料に基づく文献調査を継続するとともに、建築学や都市工学などの多分野からの調査研究を進め、江戸・東京のまちの中における常盤橋門跡の位置づけや、歴史の重層性、空間的な特質がどのように形成されていったのかを分析する。
- ③常盤橋門跡を対象とした調査研究を推進・支援し、史跡の本質的価値をより多角的に分析する。

2) 保存管理

- ①定期的な観察・観測または維持管理の措置によって現存する遺構を将来にわたって保存できるように努める。
- ②過去の度重なる開発の中で保存されてきた史跡の歩みを踏まえ、周辺開発との調和を図りながら保存環境を整備する。

3) 活 用

- ①学校教育、公園行政、観光事業などと連携しながら、常盤橋門跡の価値や魅力の継続的な発信に努める。
- ②都市を理解するために欠かせない文化資源が高密度に分布する地域の利点を活かしながら、ウォーカブルなまちの拠点として事業企画や見学支援コンテンツの充実を図る。

4) 整 備

- ①現存する遺構を核としながら、本質的価値を構成する近世の常盤橋門と近代の常盤橋を再現することを目指す。
- ②江戸城外郭正門としての機能に由来する門・橋・川からなる空間的な魅力を活かしながら、現代の街並みのルーツとなった江戸の都市構造を実感できるガイダンス設備の設置を検討する。

5) 体 制

- ①千代田区が、史跡の管理者として継続的な調査研究・保存管理・活用・整備の担い手となり、必要な予算・人員配置等に努める。
- ②江戸城の巨大な構造の中で最も都心からアクセスしやすい史跡の空間として、地域住民をはじめとし多くの人々、企業・団体、研究者、旅行者・観光客が親しんで関わることのできる体制の構築に努める。

8 調査研究

(1) 調査研究の基本方針

常盤橋門跡の本質的価値のさらなる解明及び保存管理、活用、整備においては、継続的な調査研究の実施が必要である。

常盤橋門跡は江戸城大手門筋の外郭正門として固有の価値を有することから、江戸城跡や江戸城外堀跡または江戸・東京のまちづくりに関する調査研究に幅広く視野を持ちながら進めなければならない。このため、歴史学・考古学・建築学・土木工学・景観デザイン等をはじめとした多分野の学術研究にまたがる。

こうした常盤橋門跡にかかる調査研究については、千代田区文化財所管課が実施するとともに、他の研究者や研究機関による調査研究活動に対しても連携や資料提供などの協力を行う。

(2) 調査研究の方法

■史資料の収集・把握

常盤橋門跡に関する史資料は、近世の文献や江戸図・絵図面等から、近代以降の公文書・設計図面・写真等まで多岐に及ぶ。千代田区は、これらの資料を所蔵している研究機関等と連絡し、収集・把握に努める必要がある。

■地上に見える遺構の調査

平成23年からの枡形石垣修理工事範囲外の石垣や、護岸部分等については所見がまとまっていない。また保存状態を把握するための測量・石垣カルテの作成も行う必要がある。

■地下遺構の確認

史跡指定地内外の未発掘の部分について、発掘調査を実施し地下遺構の存否と状態を確認する必要がある。

■史跡を取り巻く景観とまちの理解

常盤橋門跡の景観形成過程や周辺土地利用の中での位置づけの変化について、周辺の町の様子を伝える史資料を参照しながら、理解を深化させる必要がある。

■調査研究活動の支援

大学や研究機関等と連携し、常盤橋門跡に関する調査に対して資料提供などの協力を行うことが必要である。



図6 慶長江戸図 慶長7年(1602) 東京都立中央図書館



図7 萬世御江戸繪圖 文久2年(1862) 国立国会図書館



図8 常盤橋古写真(明治初期)



図9 常盤橋基礎構造(左:巻出石中:捨土台右:地形杭)



図10 枡形石垣消失部(南西隅)根石の出土状況

9 保存管理

常盤橋門跡の価値を将来にわたって保存するために、史跡の指定要件となった近世の常盤橋門跡の遺構（枅形石垣および地下に埋蔵されている遺構）と、明治時代の石橋（常盤橋）を適切に保存管理する。また、史跡指定に至る経緯やその後の史跡の歴史にとって重要な近代の文化遺産（渋沢栄一像など）についても保存管理を行う。

図のような保存管理地区区分を設定し、史跡指定地内での開発行為等に伴う現状変更については、本計画の本書 126P ～ 130P に示す基準に基づいて、許可の可否を審査する。史跡隣接地区内の環境や景観に影響を及ぼす内容については、開発事業者等と十分に協議調整を行いながら、史跡を取り巻く歴史的な風致と景観の形成に取り組む。

史跡指定地外に広がる枅形石垣や常盤橋の遺構については、史跡と一帯的な保存が図れるよう、関係機関との協議を進め、条件が整ったところから史跡の追加指定を行えるよう努める。

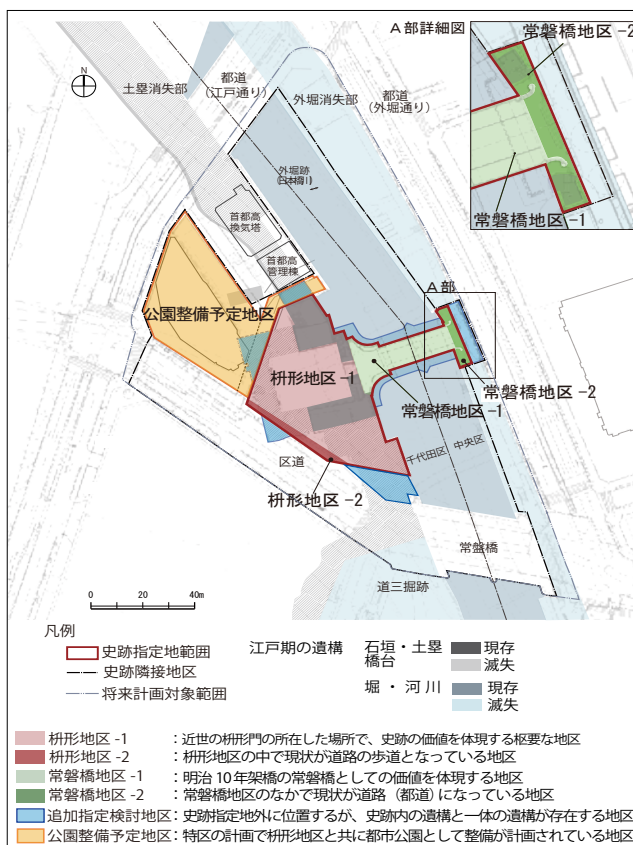


図 11 保存管理地区区分

表 1 常盤橋門跡の現状変更の取り扱い基準（一部）

対 象	現状変更の取り扱い基準
道路の修繕、改修	文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼす場合を除いて原則認めるものとする。 安全対策上必要なガードレール等の新規の工作物の設置にあたっては、遺構の保存や景観への影響等を最小限留めるために、事前に区教育委員会と協議を行い、必要な場合は設計変更などを行う。
公園施設・便益施設の設置・改修など	史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。 新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。なお、史跡指定地内における建築物の便益施設（便所、ガイダンス施設等）の設置は原則認めないものとする。
工作物・土木構造物の設置・改修・除去	防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修や除去にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。 新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。
造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面浚渫・埋め立てなどの地形の改変	遺構の保存や復元を目的とする盛土等の地形の変更を除き、土手の削剥や水面の埋め立てなどの地形の大幅な変更は、原則認めない。ただし、公益上必要な日本橋川の川底浚渫等の現状変更は、遺構等に影響を及ぼさないと判断される場合には認める。
竹木の植栽	枅形地区 -1 内の新たな高木類の植栽は原則認めない。 法面保護等の地被類や低木等の植栽は、遺構の保存に影響がなく、かつ景観に配慮した場合は認める。
地下埋設物の設置、撤去	公共・公益上必要な地下埋設物の設置、撤去は、遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。
調査及び保存整備	遺構の保存や状況把握に関わる調査は、目的が明確かつ、適切な範囲で実施される場合には、認めるものとする。 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを十分検討したうえで実施する場合は、認めるものとする。
その他史跡に影響を及ぼす行為	工作物の色彩・デザインの変更、草花の植栽等、遺構の保存に影響が無い行為でも、史跡の景観および環境に影響を及ぼす行為については、区所管課と事前協議を行う。

10 活 用

史跡の価値を伝え、歴史性についての理解を促すことを主目的に、常盤橋公園内での展示・見学支援と各種の事業企画や刊行物及びデジタルコンテンツによる調査・研究成果の発信を軸として進める。

また、史跡の学びを必ずしも主目的としない訪問者、通行者も想定しながら、周辺の歴史ある街並みにふさわしい、居心地の良いパブリックスペースの形成を図る。史跡への親しみやにぎわいを醸成するため、市民団体や関連文化財の管理者等と連携して周辺の回遊性を高めるとともに、各種のイベントの実施・招致に取り組むことを検討する。

(1) 展示・見学支援

現存する枡形石垣と常盤橋の遺構を顕在化、失われた遺構の再現や展示の方法の検討、枡形石垣と常盤橋の修理工事によって発生した旧材や発掘調査された遺物の現地での展示、公開について検討する。

また、枡形地区・常盤橋地区に視点場を設け、説明板を設置し、現地見学のサポートを図る。AR等デジタルコンテンツを活用し、見る人に体験してもらえる現地説明についても検討する。

(2) 居心地の良いパブリックスペースの形成

史跡の空間であることをさりげなく意識させるデザインを施し、昼夜を通じて居心地の良い空間形成を目指す。そのため、原則として立入りを開放する範囲をなるべく広くとれるよう整備や開発との調整をはかる。また、多方面から史跡内にアプローチできるように見通しの確保や回遊性のある歩行者配慮に取り組む。

(3) 調査・研究成果の発信

①刊行物・総合的な展示解説による発信

■刊行物

常盤橋門跡について専門的に取り上げる刊行物を配備し、調査・研究成果を発信する。

- ・常盤橋門跡ガイドマップの制作・頒布
- ・史跡及び関連する埋蔵文化財の調査成果をまとめた年次刊行物の制作・頒布

■インターネットの活用

- ・区ホームページまたは説明ページの充実化

- ・三次元測量モデルやVRなどを活用した非訪問での史跡見学コンテンツの検討

■連携事業の企画による発信

- ・小学校社会科副読本への掲載
- ・現地解説、見学支援ツールの制作
- ・常盤橋門跡を含む文化財ウォークの実施
- ・常盤橋修理工事に関する映像記録の編集、貸出
- ・常盤橋門跡に関する講座・講演会や移動教室の実施
- ・文化財保護調査員と市民団体との連携による市民参加型のイベントや学習会の開催
- ・区内の大学や歴史学や都市デザイン等の関連分野の専攻過程を有する大学や研究機関との連携
- ・ウォーカブルなまちの拠点として事業企画や見学支援コンテンツの充実化



図 12 枡形石垣のライトアップ



図 13 常盤橋のライトアップ



図 14 江戸城外堀ウォークの様子



図 15 地域の歴史を知る講座の様子

11 整備

枅形石垣や常盤橋など史跡の本質的価値を守る保存のための整備と、歴史を学ぶ空間と居心地の良いパブリックスペースの両立を図ることを目的とする活用のための整備を行う。下図のようなゾーニングを行い、ゾーンの特性に併せて次のような整備方針を検討した。

(1) 枅形ゾーン

本質的価値を構成する要素である枅形石垣等の保存と顕在化を第一として整備を進める。

■保存のための整備

- ・南側石垣の南面側の法面削平部分の修復
- ・地下遺構に対する保存盛土
- ・将来的な石垣修理工事の実施

■活用のための整備

- ・枅形石垣を顕在化するための照明工事
- ・土系舗装による路面の再舗装
- ・見学視点場の整備（北側石垣北部の護岸付近、西側石垣表示部付近）
- ・AR等常盤橋門の往時のすがたを体感できる総合的な展示解説

(2) 常盤橋ゾーン

常盤橋及びその関連遺構の保存と顕在化を目

的として整備を進める。

■保存のための整備

- ・将来的な橋梁の長寿命化または修理工事の実施

■活用のための整備

- ・見学視点場の整備（左岸橋台周辺部親水テラス）
- ・常盤橋門木橋の再現についての検討（コンテンツ）

(3) 渋沢像周辺ゾーン

■保存のための整備

- ・パーゴラの修復
- ・東京市常盤橋公園入口門石の再設置または展示
- ・史跡銘板の再設置

■活用のための整備

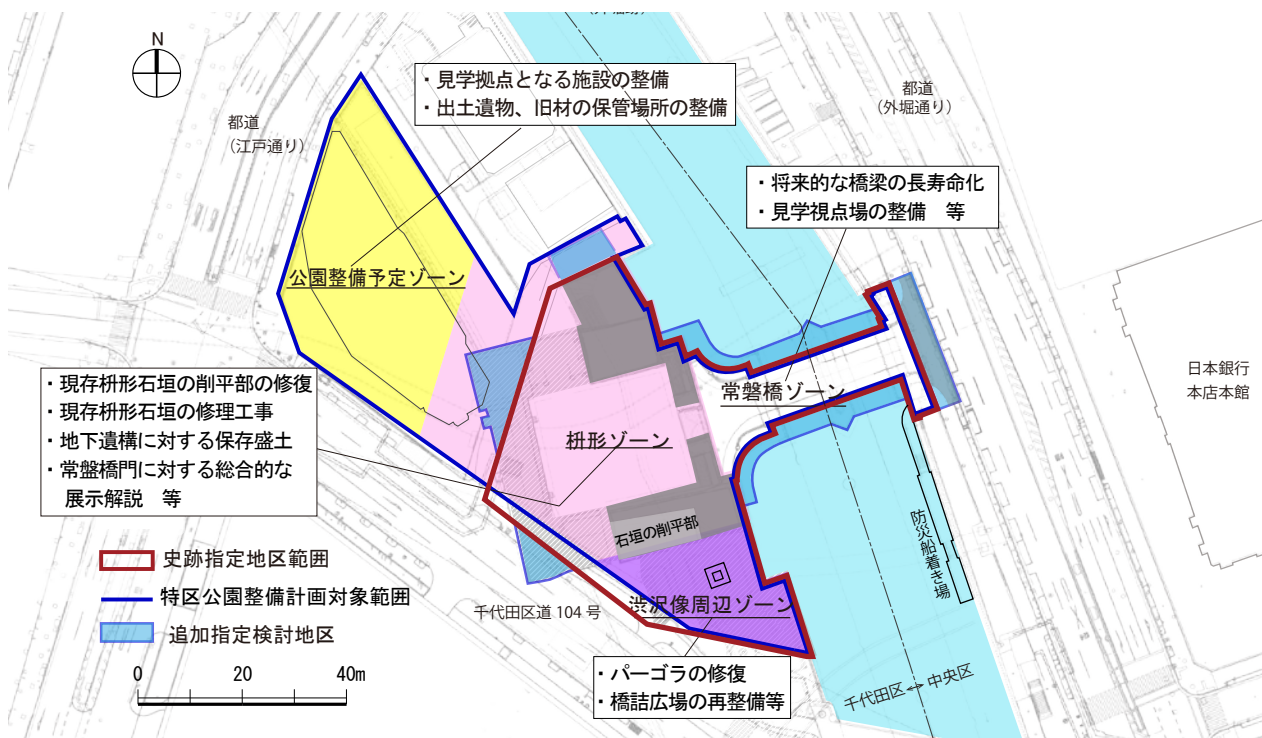
- ・史跡との調和を意図した渋沢栄一像の照明工事
- ・震災復興橋梁・常盤橋の橋詰広場の復旧・再整備
- ・史跡にふさわしい植栽整備

(4) 公園整備予定ゾーン

本地区は史跡の指定範囲外に位置するため、公園設備との共存をはかりながら、主として史跡の活用に関わる整備を行う。

- ・出土遺物、旧材の保管場所の整備

※可能な限り屋内での保管・展示を検討する。



12 管理運営の体制づくり

常盤橋門跡の管理運営体制は、本計画策定後に実施予定の整備事業を念頭に置きながら、調査研究・保存管理のための体制と活用・整備のための体制を並立させることとする。各種施策の実施に際しては、2つの体制を適切にとりわけながら実施するものとする。

千代田区は、2つの体制の基本姿勢として、周辺施設の地権者や東京都または中央区の道

路、橋梁、河川、公園その他の管理部局とも情報共有し、連携を図るものとする。また、文化庁や東京都教育庁、その他有識者等の指導助言を得られる関係構築に努めるものとする。

また、各種施策の実施に際しては、広く市民等がその受益者となるよう幅広い対象者を想定し、市民団体や民間企業とも交流し、協力関係の構築を図るものとする

調査研究・保存管理のための体制体制

千代田区が実施する調査研究・保存管理事業は、文化財所管課が所管し、庁内外の関係部署と連携を取りながら実施するものとする。千代田区文化財所管課は、業務遂行にあたって必要な職員体制の整備に努める。専門職員は歴史学（近世・近代）、考古学、建築学等の専門知識を有する者を常時配置できるように努めるものとする。また、調査研究成果を生かしたイベントや講座などを開催し、市民参加を促すことに努める。

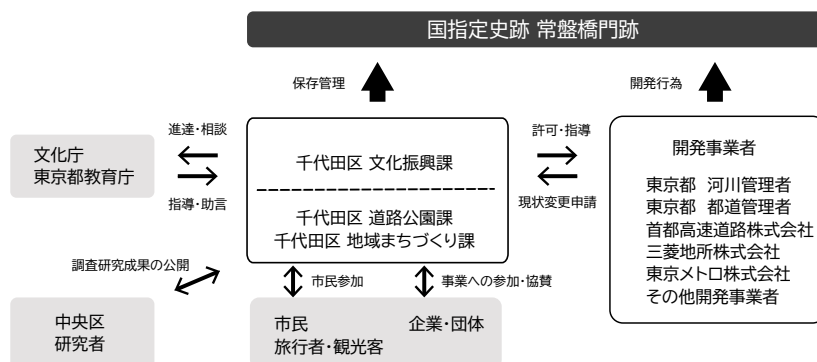


図 17 調査研究・保存管理のための体制模式図

活用・整備のための体制

千代田区が実施する活用・整備事業は、自ら設置している「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会」へ諮問したうえで、事務局となっている文化財所管課・道路公園管理所管課・まちづくり所管課が役割分担しながら実施するものとする。ただし、この体制は同委員会が設置されている期間を想定したもので、同委員会が解散したのちの活用・整備の体制については、今後検討を進める。

また、すでに史跡指定地内外での開発・整備事業が計画されている三菱地所株式会社及び首都高速道路株式会社が実施する史跡の活用・整備事業についても、原則として「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会」の指導を受けながら協議する。

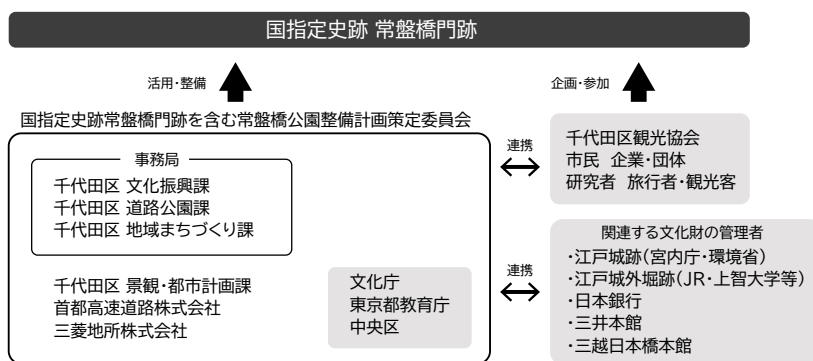


図 18 活用整備のための体制模式図

13 スケジュール

本計画では、下記の3つの時期を設定して各事業を進める。

- (1) 短期事業・・・計画策定後から本格整備第1期終了までの期間
令和6年（2024）～ 令和10年（2028）
- (2) 中期事業・・・本格整備第1期終了後から本計画の改訂時期までの期間
令和11年（2029）～ 令和15年（2033）
- (3) 長期事業・・・本計画改訂以後から首都高地下化事業などが終了するまでの期間
令和16年（2024）～ 令和32年（2040）ころ

表2 施策の実施計画

項目	施策	実施期間		
		短期	中期	長期
保存	日常的な点検・維持管理			
	現変、き損・復旧への対応			
	枡形石垣の定点観測マニュアル作成			
	枡形石垣の定点観測の実施			
	常磐橋の維持管理の実施			
	発掘調査（遺構の存否確認）			
	発掘調査（首都高影響範囲）			
	史跡銘板の再設置			
	地域と協働の維持管理の創出			
	史跡の追加指定			
活用	ガイドマップの作成			
	見学・学習支援コンテンツの作成			
	学校教育向けの事業展開			
	社会教育プログラムの事業展開			
	学術研究の誘致			
	ガイドの育成			
整備	公園設備の維持管理			
	展示工事の実施			
	整備計画の策定			
	本格整備（Ⅰ期）の実施			
	本格整備（Ⅱ期）の実施			
管理運営	エリアマネジメント体制の構築			
	市民団体・民間企業との提携			
	専門的な人材の確保・育成			

令和5年 第4回定例会日程(案)

[R5.12.5](#)

月 日	午 前	午 後
11月 14日 (火)	(告示日)	1:30 議運
11月 15日 (水)		
11月 16日 (木)		
11月 17日 (金)		議長会・競馬全協・清掃全協
11月 18日 (土)		
11月 19日 (日)		
11月 20日 (月)		1:30 議運
11月 21日 (火)	(招集日) 11:30 議運	1:00 本会議
11月 22日 (水)		1:30 議運
11月 23日 (木)	勤労感謝の日	
11月 24日 (金)		
11月 25日 (土)		
11月 26日 (日)		
11月 27日 (月)		
11月 28日 (火)		1:30 議運
11月 29日 (水)	10:30 継続会	
11月 30日 (木)	10:30 継続会	休憩中 議運、企画、文教
12月 1日 (金)	10:30 常任(企画・文教・環まち)	
12月 2日 (土)		
12月 3日 (日)		
12月 4日 (月)		
12月 5日 (火)	10:30 DX、公共 終了後、議運	1:30 文化コミュニティ
12月 6日 (水)		1:00 環まち
12月 7日 (木)		1:30 議運
12月 8日 (金)	10:30 常任(企画・文教・環まち)	
12月 9日 (土)		
12月 10日 (日)		
12月 11日 (月)		1:30 議運
12月 12日 (火)	11:30 議運	1:00 継続会

教育委員会資料
令和5年12月12日
子ども総務課

令和 5 年第四回

区議会定例会区長招集挨拶

令和 5 年 11 月 21 日

令和 5 年第四回

区議会定例会区長招集挨拶

【目 次】

○ はじめに

I 第 3 号補正予算について	3
II 債権管理の適正化に関する取組みについて	5
III 議案	7

*本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干の変更があることがあります。

令和 5 年第四回区議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

○ はじめに

はじめに、千代田区民体育大会について申し上げます。

今月 12 日、第 61 回千代田区民体育大会が7年ぶりに開催されました。昨年度まで、天候不良や新型コロナウイルス感染症の影響により、大会を中止せざるを得ない状況が続いており、今年も気温が低く、朝から小雨が降る中での開会式となりましたが、競技が始まる前には雨もあがり、多くの区民の皆様が待ち望んでいた本大会を、大過なく開催できましたことは大変喜ばしいことであります。

開催に当たりご尽力いただきました実施委員会や、当日ご参加いただきました各連合町会等の皆様、そして、区議会の皆様には、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

本区の区民体育大会は、昭和 38 年に開催されて以来、区民体育の振興のみならず、区民相互の親睦の場として長年親しま

れてきました。

歴史と伝統を重んじる千代田区らしく、従前の内容を継承しながらも新たな取組みにチャレンジし、区内に住まう多様な方々が一堂に会して賑わった今大会は、区民相互の親睦を一層深めることに繋がるものであったと確信しております。まさに、地域の明るさや活気がコロナ禍前に戻ってきたことを実感するものでありました。

また、会場にお越しいただいた区民の方々からは、「開催できて良かった」という多くの感謝のお言葉をいただくとともに、新たに区内に居を移し、まだ町会に加入されていない区民の方からも、「参加して楽しかった」というお声をいただきました。地域や立場が異なる区民の方々が、区民体育大会を通じて楽しい時間を共有することで、新たなコミュニティの輪が広がるものと期待しております。

2年後には、聴覚に障害のあるろう者の世界最高峰の大会である「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」の開催が予定されており、区内の日比谷公園が、オリエンテーリング競

技の会場となります。このデフリンピック競技大会の機運醸成も見据えまして、今後の区民体育大会につきましては、今回明らかになった課題を踏まえ、区議会や実施委員会の皆様をはじめ、広く区民の皆様からのご意見やご要望をいただきながら、さらに充実したものとなるよう取り組んでまいります。

I 第3号補正予算について

次に、第3号補正予算について申し上げます。

まず、第三回区議会定例会でご提案いたしました一般会計補正予算第2号につきましては、全会一致でご議決いただき、誠に有り難うございました。改めて御礼申し上げます。

ご議決いただきました補正予算に計上した各事業予算は、予定どおり執行を進めております。

子育てに係る保護者の負担軽減を図る対策として、まず、経済的負担の軽減策である、区内小、中学校及び中等教育学校前期課程の児童・生徒の給食費につきましては、既に今月分から無償化を実施しております。これにより、様々な食材費が高騰した現

下の社会経済状況においても、これまで提供していた給食と同様の量と質を維持した給食の提供に努めてまいります。

次に、労力負担の軽減策である、区内保育施設の園児が使用するおむつ等支援事業につきましては、既に、各保育事業者との協議を開始しており、令和 6 年 1 月からのサービス開始に向けて鋭意準備を進めてまいります。

次に、自転車用ヘルメット購入補助につきましては、区民の負担を軽減するため、購入後に各自が区に補助金を申請する形態ではなく、店頭で 2,000 円を割り引いて購入できるよう、区内 15 店舗のご協力の下、今月 1 日から実施しております。先に開催された、ふれあい福祉まつりや区民体育大会の会場でも区民へのお知らせを行うなど、事業周知にも積極的に取り組んだ結果、着実に補助実績が報告されており、区民の交通安全に寄与できるものと期待しております。

最後に、神田さくら館の一部機能の移転につきましては、移転先建物所有者との賃貸借契約を締結する準備を鋭意進めているところであります。

補正予算審査時にもご説明いたしましたとおり、令和6年度当初からの業務開始に向けた次なる段階といたしまして、内装工事や什器類の購入等により、利用者や執務のための環境整備を行う必要があります。

また、乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費助成事業、ベビーシッター利用支援事業において、これまでの申請実績を鑑みますと、当初予算に計上した額から不足が生じることが見込まれます。

そのため、白鳥教室等の環境整備、子どもの医療費助成事業、ベビーシッター利用支援事業のために必要な経費といたしまして、追加の予算を計上し、補正予算第3号として今定例会に提案することといたしました。

Ⅱ 債権管理の適正化に関する取組みについて

次に、債権管理の適正化に関する取組みについて申し上げます。

区では、平成30年、生業資金貸付金等に関して、決算書と決

算参考書の債権の額に不整合が認められると監査委員からのご指摘を受け、その後、同年第四回区議会定例会において、決算認定に対する付帯決議を受けたことから、全庁的な債権管理の適正化に向けた取組みを進めてまいりました。

適正な債権管理とは、債権の発生から消滅に至るまでの各段階において法令に従った手続きを行うとともに、全体として公正で効率的・合理的な事務により債権を管理していくことと考えております。

そのためには、公平性や公正性の観点から、地方自治法をはじめとした多くの法令の規定に基づき、適正に債権を管理する必要があります。本区ではこれまで、債権管理勉強会や研修会の実施、法律相談体制の構築、債権管理マニュアルの策定を通じて、債権を管理するために必要な基礎知識や標準的な事務処理手順等を整理することで、職員の知識やスキルの向上を図ってまいりました。

一方、公正で効率的・合理的な債権管理のためには、債務者の破産や著しい生活困窮状態にある場合等、徴収努力を続けて

もなお将来にわたり回収見込みのない債権の整理を行っていく必要もあります。

このような認識の下、パブリックコメントに寄せられたご意見やこれまでの議会のご議論等を踏まえ、債権管理のより一層の適正化を行うことを目的とした条例案を今定例会に提案することといたしました。

今後もこれまでの取組みを引き続き進めつつ、条例化によってさらなる債権管理の適正化に努めてまいります。

Ⅲ 議案

最後に、今回提案いたしました諸議案について申し上げます。

まず、予算案件といたしまして、

- 令和5年度一般会計補正予算第3号の、1件であります。

次に、条例案件といたしまして、

- 新たに条例を制定するもの1件、
- 条例の一部を改正するもの9件

の、計 10 件であります。

次に、契約案件といたしまして、

●(仮称)四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について、

の1件であります。

また、財産の取得1件、訴えの提起3件のほか、報告関係として、契約変更の専決処分が4件で、

今回の付議案件は、合わせて 20 件であります。

何とぞ、慎重なご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第四回区議会定例会の開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 代表質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
1	富山議員 (次世代)	ふるさと納税制度の活用について 不登校支援 区内官民連携 DX について 認知症とともに生きていく 図書館アップデート 千代田区フリーWi-Fi について	・他の特別区におけるふるさと納税制度の活用に対する区のことを伺う。 ・千代田区におけるふるさと納税制度を導入すべきと考えるが区の見解は。 ・仮想空間を活用した登校の選択肢の導入をしてはどうか、区の見解を問う。 ・働き方改革に基づく人員配置の必要性について区の見解は。 ・地域で支える子育て支援を進めるべきと考えるが区の見解を問う。 ・区内 ICT 化、DX の推進の取り組みについて問う。 ・産学官民連携について区の見解は。 ・多世代参加型の認知症普及啓発について見解を問う。 ・認知症進行の予防と対応策について区の見解と課題は。 ・地域で支える仕組みづくりについて見解を問う。 ・図書館のアクセシビリティの向上、バリアフリー図書館の推進、若者の居場所づくりをさらに進めていくべきと考えるが区の見解を問う。 ・千代田区フリーWi-Fi・ネットワークのアップデートについて現状と今後の取り組みについて伺う。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	西岡議員 (自民党)	○将来的な行政運営 ○令和6年度予算編成 ○第三者評価機関 ○子育て世帯支援	・第4次基本構想での民意反映と行政の責任について ・公共施設整備時の地域価値向上や全体像について ・令和5年度予算審査及び令和4年度決算審査を踏まえた庁内議論と方向性等について ・行政での反映手法等について ・子育て世帯の保護者ニーズに適した支援等について	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和５年第４回定例会 代表質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答弁を 求める者
2	西岡議員 (自民党)	○介護福祉支援 ○防災地下シェルター	・ 骨太の方針に基づいた介護 DX 等について ・ 国、東京都と連携した役割分担と区の方針について	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
3	白川議員 (自民)	<u>1 予算について</u> 予算で議論になった件について整理をお願いしたい。また、ふるさと納税について抜本的な対策が必要ではないか。 <u>2 個人所有の古い建物の保護について</u> 古い建物をそのままの形で維持するために、耐震と耐火で支援を求めたい。 <u>3 商店街の維持について</u> 商店街を活性化するための方策を取り入れて欲しい <u>4 再開発について</u> 再開発の停滞を突破するための方策を具体的にってもらいたい。	<u>1 予算について</u> (1) 今後、区として優先していく施策は何か？（子育て、福祉、DX、環境などか？） (2) 「流用」は他区でも話題になっているか？ (3) 流用の基準は？ (4) 執行残の 100 億円をどう評価するか。 (5) 「基本構想」をもっと具体的にできないのか？ (6) ふるさと納税が区財政に及ぼす影響は？ (7) ふるさと納税を実施する可能性はあるか？ <u>2 個人所有の古い建物の保護について</u> (1) 耐震補強の助成を検討できないか？ (2) 防火体制の取り組みは進んでいるか？ <u>3 商店街の維持について</u> (1) 指定商店街に建つ新築マンション 1 階店舗を義務できないか？ (2) 太陽光設置の高さ緩和に対して支援ができないか？ <u>4 再開発について</u> (1) 再開発の停滞について、どんな対策を考えているか。 (2) 再開発計画の進捗が他区との比較である程度客観的にわかるようにできないか？	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 代表質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答弁を 求める者
4	米田議員 （公明）	総合経済対策・物価高騰対策について 高齢者施策について 薬物対策について インボイスについて	国は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定した。 国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の減税。また物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者に対しては給付措置を実施する。そこで今回の経済対策を区としてどのように捉えているのか。 ・低所得世帯支援枠について ・重点支援地方交付金推奨事業メニューについて ・認知症施策について ・高齢者の活躍について 昨今、大学の運動部員の大麻所持などの事件が相次いで発覚し、若者への蔓延防止が急務となっています。 そこで本区における覚せい剤事犯、大麻事犯それぞれの検挙者数とその推移、再犯者率、年齢層などの薬物乱用の現状について、どのように認識されているのか ・本区の薬物対策について ・オーバードーズについて ・インボイス制度について	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
5	はまもり議員 （声）	1. 区民の幸福（肉体的、精神的、社会的に満たされた状態＝ウェルビーイング）を実現するための区政について 2. 内部統制の強化について	○区政は区民のウェルビーイングを向上させるためにあると考えるがどうか。 ○ウェルビーイングを向上するためには、区政の見える化、信頼感の醸成が重要である。根本となる内部統制の基本的な考え方を問う。 ○昨年の答弁にあった「各自治体の事例などを研究」した結果、どのように強化したのか。 ○契約・経理関係のリスクと対応状況は。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 代表質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答弁を 求める者
5	はまもり議員 (声)	3. 公立中学校における教育方針等について 4. 町会加入について 5. 公有地の活用について	○「地域に選ばれる学校」の定義は。 ○麴町中学校における教育方針転換について、生徒や保護者と適時・適切な話し合いができているか。 ○転入者に対し、出張所や IT 等を活用することで、より地域に親しみを持てる、丁寧な対応ができないか。 ○区民が使用できる土地の確保のため、「公有地の拡大の推進に関する法律」による土地の先買い制度等に関する現状は。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
6	春山議員 (維新)	○本区におけるこれからの道路行政について ○建物更新におけるこれからの街区・敷地形成のあり方について ○ゼロカーボンシティに向けた取組み ○地域コミュニティ活性へ向けた地域別の取組みの体制	・これからの道路行政において、住宅地の道路は車中心から人中心に。 ・長期間未整備の都市計画道路について ・住宅価値の向上に資する、隣接地相互の空間関係・集合関係のあり方について ・住居系複合市街地の将来ビジョンの策定 ・共同化、拡大化に伴う交渉方法の明示化 ・共用空間の管理・マネジメントの仕組み ・ゼロカーボンシティに向けた千代田区モデルとなる取組み ・お濠の水質浄化とブルーカーボン事業 ・地域振興となる地域まちづくりの体制作り ・多様な主体による道路等公共空間の利用	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 一般質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答弁を 求める者
1	小林議員 (自民党)	1. 不登校対策としての居場所づくりについて 2. 富士見みらい館の今後について	1. そもそも居場所とは、どういうものか。 2. 居場所があることの認識をどう考えているか。 3. 本区の不登校の現状、人数やどのような居場所で過ごしているか。 4. 区内において、どのようなところが居場所になり得るか。多様な選択肢は、あるか。 5. 本区の不登校対策と居場所づくりの目的は何か。 6. スペシャルサポートルームの設置について、学校のなかに居場所をつくることは大きな意味があるが。 7. 将来、福祉施設と教育施設の境をつくらず不登校生が気軽に立ち寄れる場所の提供が必要と考えるが。 8. 居場所を増やすために①地域の実態調査②公共施設の活用③居場所を運営する人材の育成について、こども家庭庁の審議会が有効とした点を区としても進めてはどうか。ご見解を問う。 1. 富士見みらい館のPFIにおける事務管理上の課題と次期運営手法の検討状況について 富士見みらい館のPFIでは、利用者の要望や安全確保に関する予防的な対応は不十分であった。 維持管理上の課題に関する検証結果と、その対応、次期運営手法の検討状況について、問う。 2. 民間開放のあり方の見直しに向けた進捗状況について 富士見みらい館のPFIの検証結果を踏まえ、民間開放のあり方の見直しに向けた検討の進捗状況について、問う。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	永田議員 (自民)	東京防災の活用について	「東京防災」という災害リスクへの知識が掲載された防災冊子が全都民に配布されているが活用されていない。 この引用元はスイス政府発行の「民間防衛 (Civil defense guide)」で武力攻撃・災害等、あらゆる危険から国民を守るためのマニュアルとして作成されている。 「東京防災」改訂版が間もなく配布されるにあたり、スイスのように最悪の事態に備える覚悟が重要だと考えるが区の見解を問う。	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 一般質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答弁を 求める者
2	永田議員 （自民）	葬儀施設について	本区には公営の葬儀場が万世会館のみで不便である。さらに、都内の火葬場は寡占状態で混雑しており値上げによる問題が指摘されている。行政として区民が安心して葬儀ができる環境を整備すべきではないか。	区 長 関 係 理 事 者
3	田中議員 （国民）	道路のバリアフリー整備と 利用者にやさしい道づくりについて	利用者にやさしい道づくりのためには、視覚障害をお持ちの方々だけでなく全ての利用者の意見を反映する必要があると考える。本区の所見と今後の対応を伺う。 ・歩道および建物内の点字ブロック（視覚障害者誘導ブロック）の形状、材質、色、設置箇所、配置方法について ・マンホールおよびツリーサークルの材質について ・歩道の切り下げの段差と形状について ・点字ブロック以外の新たな方法の検討について ・本区の点字ブロック配置地図の作成について	区 長 関 係 理 事 者
4	えごし議員 （公明）	・防災支援について ・キャッシュレス決済の推進について	いつ起こるか分からない災害に備え、災害・避難情報が共有できるよう、区としても様々な情報伝達手段の整備に取り組んでいる。誰一人取り残されることのないよう、情報の受け手側の準備・体制の整備も必要と考える。 ・災害時の情報伝達（提供）手段について、区の今後の方針を伺う。 ・ホームページには様々な防災に関する情報が掲載されているが、受け手がすぐに分かるような防災に特化したページを作成してはどうか。 ・情報格差の対策として、スマホなどを使った防災講座を開催してはどうか。 ・防災ラジオの配布対象の拡大について。 現在、区としても様々なキャッシュレス決済化が進んでいる。さらなる利便性向上や職員の負担軽減を進めるため、キャッシュレス化について区の考えを伺う。 ・住民票の写しや戸籍証明書などの「郵送請求」について。 ・粗大ごみの有料処理券について。	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 一般質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答弁を 求める者
5	はやお議員 （自民党）	1. 区職員の人材育成について 2. 基本構想と財政運営について	自治体運営には、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報等）を最大限に有効活用し、区民サービスの向上を図ることが求められる。 ①人材育成基本方針（令和4年度改定）を踏まえ、現在の課題について問う。 ②職員定数条例（平成31年改正）の施行後5年間の検証について問う。 都市化の進展や公共施設の老朽化、人口増加に伴うキャパシティ不足（例：教室）等の課題の中、多くの公共施設が改修・更新時期を迎えており、対応は急務である。一方で、基本構想に基づくそれらの整備計画の具体的提示はみられない。 ①施設整備や大規模改修は、その多額の財源確保のためにも計画の立案が不可欠と考える。今後どのように合理的に進めようとしているのかを問う。 ②基本構想と年度予算の繋がりをどのように考え、どのように計画的に進めるのかを問う。 ③人員（定数条例、人材育成方針）、財政（財政計画、予算編成方針）、公共施設整備（施設白書・整備計画、民間開放のあり方）、情報（DX戦略）それぞれがどのように有機的に連動すると考えているのか、それらをどのような形で示されるのかを問う。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
6	牛尾議員 （共産党）	区民のくらしが大変になるなか、福祉の負担増を許さず、区民の福祉を向上させる地方自治体の役割の発揮を 日比谷公園の再整備について	◆第9期介護保険事業計画について ・ 介護保険料の負担軽減策を求める ・ 利用料の負担増によって介護サービスを減らす利用者を出さないための施策を求める ・ 介護職員が働き続けられるために ・ 働きながら介護を行う、いわゆるビジネスケアラーの実態の調査と支援を ◆国民健康保険について ・ 国民健康保険料の負担軽減策を求める ・ 日比谷エリアまちづくり基本構想の位置付けなど	区 長 関 係 理 事 者
7	大坂議員 （自民党）	区民の体力向上に向けた取り組み 財源確保に向けた取り組み	新スポーツセンター整備の進捗状況 子どもの運動不足対策 新国立競技場の活用 クラウドファンディングによる財源確保の効果 ふるさと納税による財源流出対策	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 一般質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答弁を 求める者
8	おのでら議員 （次世代）	給食費無償化実施に伴う公平性の担保、総合的な子ども・子育て支援施策の具体的な検討状況について	・本区では従来から区立学校に通う児童・生徒に限定せず、所得制限を設けずに子育て世帯の経済的負担を軽減する施策を打ち出してきた。 給食費無償化の実施に伴い、区立学校以外に通っている児童・生徒に対し、どのように公平性を担保するのか伺う。 ・他区では子育て世帯の負担軽減の観点や物価高騰対策として、すべての子育て世帯を対象とした経済的支援策が打ち出されている。 本区においても子育て世帯に対し地域特性を踏まえた新たな支援策を総合的に実施することのことだが、具体的な検討状況や方向性について伺う。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
9	林 議員 （自民党）	教育と文化のまち千代田区宣言と第4次基本構想 まちかど図書館と公共施設適正配置構想 区立図書館の施設課題 区立図書館の資料収集方針 図書館のデジタル化	基本構想と宣言の相関関係 まちかど図書館の意義と課題 人口増加に対応した図書館整備計画 蔵書と書庫 郷土資料など 費用対効果	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 一般質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答弁を 求める者
10	入山議員 (次世代)	1. 千代田区の防災について	・ 千代田区国土強靱化地域計画について 区は地区内残留地区の指定を受けているがその中で緊急輸送道路、避難経路の確保や倒壊の恐れのあるものをどこまで把握しているのか、また区道の無電柱化について進めるべきだがいかがお考えか。 ・ 避難所防災訓練について 避難所での防災訓練を定期的に行うことで実際に災害が起こった時に器具や備品がどこにあるのか、各自の役割など問題点が明らかになる。新型コロナウイルス感染症の影響により避難所防災訓練について活動の制限や開催できないなど、大きな影響があったと思うが現在の状況を問う。 ・ マンションにおける防災対策の推進 区では、区民のおよそ85%がマンションや共同住宅に居住しているが災害時にはマンション固有の課題も多く、防災計画やマニュアルの策定支援など、物資の備蓄や安否確認や手段の確立等を促していくほか、地域防災組織との連携等についても対策を講じていくことが必要だが支援策について伺う。 ・ 区はこれまで、区民や要配慮者、帰宅困難者、インバウンドなど来街者への情報提供手段として、防災行政無線や区ホームページ、安全・安心メール等を整備してきましたが、より多くの方へ確実に情報を提供するため、手段の多様化を図ることが課題だがいかがお考えか。	区 長 関 係 理 事 者
11	桜井議員 (自民)	防災対策について	○自然災害への防災計画には震災、風水害の他、火山噴火時の対策が記載されているが区は火山噴火に対して、どの様に認識し対策を講じるのか。 ○江戸時代の宝永噴火は国内最大級と云われる宝永地震の49日後に発生しており、地震と連動して起きた可能性が指摘されている。いつ起きてもおかしくないと言われる首都直下地震を始め様々な地震に伴うリスクについて区の考えを問う。 ○火山の噴火被害は震災、風水害に比べて区民の関心度は低い中、その危険度は高まっている。区として被害想定はどのように考えているのか。その周知と対策はどのように図っていくのか。	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 一般質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答弁を 求める者
11	桜井議員 （自民）	障がい者福祉施策について	○第三次基本計画『ちよだみらいプロジェクト』の中で高齢者施設の整備がうたわれ、平成29年には『新たな障がい者施設の増設を求める決議』を全会一致で議決した。 ○これを受けて区内ではえみふる、マメツソに続き四か所目となるグループホームの整備（仮称 神田錦町三丁目施設）が行われているが、その進捗と課題について問う。また、今後利用者の方々に対して丁寧な説明とご要望をいただくが区としての姿勢を問う。	区 長 関 係 理 事 者
12	岩佐議員 （次世代）	一、文化芸術助成について 二、千代田区における重層的支援体制の進め方と社会福祉協議会等の役割について 三、ふるさと納税制度を活用した寄付文化の醸成	第四次千代田区文化芸術プランでは、「区民文化活動の活性化」を新規の施策として掲げている。 各活動への助成のあり方や、仕組みづくりについて問う。 既存の枠組みを超えて、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を行う重層的支援体制整備事業を進めるにあたり、地域福祉のプラットフォームとしての機能の強化をどのように考えるのか。 「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、各取り組みへの寄付を推進してはどうか。	区 長 関 係 理 事 者
13	小枝議員 （声）	1) 二元代表制における議会と行政のあるべきについて	都市計画に関する議案および報告案件は、必ず区議会における所管委員会に、事前に報告してきた。 行政の手続きに疑問があれば、区民は議会に陳情を出す。そうすることで、公開の場で手順手続きの適正性が審査され、行政はそこで説明責任を果たすことが求められる。審査の過程で議会の指摘を得て、たびたびより適切に軌道修正を図ってきた。 ところが昨今、こうした場面が続く中で、行政はあろうことか、所管の委員会での審査を回避して、手続きを進めるようになった。これは、かつてなかった現象であり、二元代表制が形骸化され、適正な手続きが行われているとは言えない。その結果、千代田区への信頼はさらにゆらいでいる。 事例をもとに、二元代表制と手順手続きのあり方および認識について問う。	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 一般質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
14	のざわ議員 (維新)	1. 自転車駐車場、定期利用（年間登録制）16か所、一時利用（コインパーキング制）16か所について 2. 千代田区主催の行事での千代田区歌斉唱について 3. 地域産業振興政策としてのeスポーツ経済特区構想について	(1) 定期利用（年間登録制）16か所全てを、一時利用（コインパーキング制）に変更していくことはいかが？ (2) 区民のご要望の多い、四ツ谷駅近辺、神田駅近辺で、新しい一時利用（コインパーキング制）を作るのはいかが？ (1) 区民の皆様から頂いている税金を使い千代田区が主催をしている行事では、区民の皆様、千代田区、区職員の皆様への感謝と千代田区への誇りをもっていただくため、全行事での千代田区歌斉唱はいかが？ (1) eスポーツは半導体事業を始めとする諸事業と密接な関係にあり、国策や世界的潮流に鑑みても産業として積極的に支援すべきテーマでは？ (2) 地域文化の背景に鑑み、eスポーツ経済特区構想として第一に秋葉原を選定し地域事業者と協力し発展・活性化すべきでは？ (3) eスポーツの普及、支援を目指す上で、多くの人々にeスポーツを認知して貰うため、秋葉原でeスポーツの競技・イベントを開催、また、その為に秋葉原の各種テナントや秋葉原歩行者天国、公共施設等に於いてeスポーツの競技・イベントのパブリックビューイング・ウォッチパーティーを開催、支援しては？ (4) 千代田区に於いてまた、千代田区独自の、大型施設を活用し定期開催の大型国際・国内eスポーツ大会を開催し、支援しては？その定期開催のシンボルとして日本武道館を利用しては？加えて、新たに大型eスポーツイベントの定期開催が可能な超大型複合施設を建設し、将来的に長期的なeスポーツ文化の発展に寄与してはいかが？ (5) eスポーツはお体のご不自由な方々でもスポーツとして生涯に渡って活躍する事が出来る事から、社会福祉協議会を始めとする社会福祉事業者と連携して活性化を図るべきでは？ また、eスポーツに無料で触れる事が出来る文化施設を社会福祉事業として建設しては？ (6) eスポーツのプロゲーミングチームやeスポーツイベント業者、またeスポーツに関連するゲーミングデバイスやパソコン、半導体を開発する世界的企業をeスポーツ経済特区へと誘致し、秋葉原、千代田区の街、及び商店街の活性化を図るべきでは？	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和5年第4回定例会 一般質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答弁を 求める者
14	のざわ議員 （維新）	3. 地域産業振興政策としての eスポーツ経済特区構想につ いて	(7) eスポーツを軸に千代田区を国際文化都市へと中長期的に発展させる事を考えませんか？また、国内外のプロゲーマー、プロゲーミングチームと千代田区が公的に関わって行く事で、eスポーツイベントやコンテンツを通して国家間の差別意識の解消やコンプライアンス、ポリティカル・コレクトネス、民主的企業組織の価値観の社会的普及に寄与するという道徳的・倫理的価値が見込まれる事について、取り組みませんか？	区 長 関 係 理 事 者
15	岩田議員 （次世代）	アウトティングに対する対応に ついて 二番町地区をはじめとする我 が区における再開発の進め方 について	他人の秘密を許可なく他人に言うことを指す『アウトティング』について、わが国ではセクシュアリティを許可なく第三者に言いふらすという意味で使われることが多いが、我が区としては何らかの対応策はしているのか。また、今後新たな策はあるのか。 例えば、区が都市計画法に基づいて区民から募集した意見書に同一文面でコピーされた賛成票が複数見つかったことに対する区の対応について、その疑義票も意見としてカウントしていることについてなど。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

令和5年第4回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

次世代	富山 議員	代表質問	1
質問要旨	○不登校支援について ・仮想空間を活用した登校の選択肢の導入について ・働き方改革に基づく人員配置の必要性について ・不登校に悩む子どもと家族への支援について		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

富山議員の不登校支援についてのご質問にお答えします。

まず、仮想空間の活用についてですが、東京都の試行的運用を踏まえ、現在、来年度の「バーチャルラーニングプラットホーム」システムの導入を検討しております。

本システムの導入により、様々な状況により白鳥教室に通えない、又は通っていない日のある児童・生徒への、新たな「居場所」と「学びの場」としての活用を図ってまいります。

次に、人員配置についてですが、ご指摘の都内の教員不足については、本区においても共通の課題です。「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」やスペシャルサポートルームなどの不登校対策への効果的活用に向けては人的配置の確保が不可欠です。ご指摘の働き方改革という視点からも、教職員の支援に努め、負担軽減を図ってまいります。

最後に、不登校に悩む子どもとその家族への支援についてですが、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問やスクールカウンセラーによる面談、児童家庭支援センターの教育相談等の多様な主体による複層的な取り組みをさらに充実させることで、子どもと保護者が悩みや不安を相談できる環境を一層整えていきたいと考えております。また、不登校の子どもたちや保護者が必要とする情報を整理し、多様な手法で提供することで、不登校に悩む子どもと、その家族をとり残さない、孤独させない支援を行ってまいります。

引き続き、子どもたちや保護者、学校のニーズ等を適切に把握し、多様な不登校支援の充実を図ってまいります。

自民党	西岡 議員	代表質問	2
質問要旨	○子育て支援策について (1)無園児未就園児対策に伴う日祝日の保育拡充について ・児童館・保育園運営、組織、意識改革含めどのような保育システムが求められるのかニーズ調査 ・保育施設の用途転換、需要の観点からニーズ調査 ・保育士の待遇改善や配置基準とパッケージで進める (2)園内現場の室内カメラの設置について ・子ども子育て会議の意見を踏まえニーズ調査に入れる ・区立園の緊急対応マニュアル等の修正の進捗状況 (3)児童福祉と母子保健の一体的な支援等の方向について ・子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこと ・こども家庭センター設置に向けた進捗状況		
答弁者	子ども部長		

<子ども部長>

西岡議員の子育て支援策に関するご質問にお答えいたします。

まず日曜・祝日の保育拡充についてですが、来年度の子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、現在の働き方に則した、新たな保育に関するニーズ調査や保育園定員の空き状況を見据えた用途転換、及び児童館・学童クラブの運営等を踏まえ、新たな保育システムの展開をお示しする予定です。

一方で、こども誰でも通園制度など、未就園児等の保育にあたりましては、持病や障害対応、食物アレルギーへの対応など、保育現場の負担軽減と意識改革に努め、保育定員の最適化と職員体制などと併せ、引き続き検討してまいります。

次に、子どもや職員の安全性の担保についてですが、今年度は東京都の緊急対策事業補助を活用し、公立私立全園を対象に必要なに応じて午睡センサーやバス内の置き去り防止装置など、新たな事故防止のための取組みを進めているところです。

今後、さらなる子どもの安全を確保するため、国の交付金等を活用した取組みも検討してまいります。

議員ご指摘の室内カメラの設置につきましては、個人情報取り扱いや保護者の総意による承諾の必要性などの課題がありますが、ニーズ調査における安全管理に関する意見と子ども子育て会議、及び保護者や職員の意見を聴取することにより、慎重に対応してまいります。

また、現在、区立の各園において、東京都の児童福祉施設の設備及び運営の基準により、令和6年4月を目途に区立園での統一的な基準を用いた、緊急時に実効性の高い新たな安全計画の策定に取り組んでいるところです。

次に、こども家庭センターについてですが、現在、児童福祉と母子保健の一体的な支援等の提供体制の構築に向けた取組みを進めているところです。

具体的には、システムを活用した情報共有や合同のケース会議・家庭訪問など、より迅速かつ的確に相談に対応するための連携方策や保健師による妊娠期の面談等を児童・家庭支援センターでも実施できるよう、オンラインを活用した環境整備を行います。

また、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」の作成とそれに基づく支援を行います。

こうした、児童福祉と母子保健の一体的な支援等につきましては、子ども・子育て支援事業計画の法定記載事項ではないことから、現在策定中の（仮称）子育て・教育ビジョンの中で、取組みの方向性などについて、お示ししてまいります。

声	はまもり 議員	代表質問	5
質問要旨	○公立中学校における教育方針等について ・中学校の学校選択について ・「地域に選ばれる学校」とは ・選択アンケートの「教育活動の特色が合う」の割合は ・制服、ルール変更等、改めて話し合う場をつくり、意見を取り入れる予定は。		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

はまもり議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、学校選択の未回答者数が例年に比べて多いとのご指摘ですが、10月の最初の学校選択申請書の提出期限時点での未回答者数は、昨年の方が多い状況です。未回答者については、提出期限後に申請書を再送付のうえ提出を促しており、引き続き、ご回答いただけるよう個別に対応してまいります。

次に、「地域に選ばれる学校」についてですが、区内や近隣の地区に多くの私立中学校などがある環境下でも、地域の児童・生徒が通いたい、保護者が通わせたいと思っていただけるよう、学校選択制の実施、特色ある学校づくりの推進等を掲げ、公教育の充実に取り組むとともに、「地域を愛し、地域で育てる」学校づくりに力を入れているところです。

次に、「教育活動の特色が合う」と回答した割合についてですが、麴町で約40%、神田で約24%と、昨年と比較して特段大きな変化はないと認識しています。

6年生保護者に対する説明会については、学校運営協議会において、次年度の学校経営方針策定や、教育課程編成の方針等が承認され、かつ、教育委員会に受理されるめどが立つ、2月下旬から3月初旬に実施すると把握しております。

最後に話し合う場の予定などについてですが、今後、教育活動の見直しの方向性が確定したものから、適時、情報発信や話し合いの場を設けるとともに、運用の中でも適切な話し合いなど、よりよい学校づくりに向けた取組を支援してまいります。

自民党	小林 議員	一般質問	1
・	○不登校対策としての居場所づくりについて ①そもそも居場所とは、どういうものか。 ②居場所があることの認識をどう考えているか。 ③本区の不登校の現状、人数やどのような居場所で過ごしているか。 ④どのようなところが居場所になり得るか。 ⑤多様な選択肢はあるか。 ⑥本区の不登校対策と居場所づくりの目的は何か。 ⑦スペシャルサポートルームの現状と課題は何か。 ⑧白鳥教室の状況と課題は何か。 ⑨NPO 法人やフリースクールとの連携について ⑩福祉施設と教育施設の境をつくらず不登校生が気軽に立ち寄れる場所の提供が必要と考えるが見解は。 ⑪学校内にフリースクール機能を置くことと、学校と家の間に白鳥教室や「b-lab」のような施設整備について。 ⑫居場所を増やすために 1 地域の実態調査、2 公共施設の活用、3 居場所を運営する人材の育成について、子ども家庭庁の審議会が有効とした点を区としても進めてはどうか。 ○富士見みらい館の PFI における事務管理上の課題と次期運営手法の検討状況について ・維持管理上の課題はなかったか。 ・事業者及び区独自のモニタリングについて、適時適切に対応してきたか。具体例を。 ・PFI 事業の検証結果について、事業期間終了時のモニタリングについて、終了前検査実施の検討状況は。 ・次期運営方法の検討の進捗状況は。		
答弁者	教育担当部長		

＜教育担当部長＞

小林議員の不登校対策のご質問にお答えします。

まず、①「居場所」についてですが、一般論として、ご指摘の「こどもの居場所づくりに関する指針（答申案）」では、「過ごす場所や時間、人との関係性全てで、物理的な場だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得る」とされています。

次に、②居場所があることについては「自己肯定感や自己有用感に関わるなど、生きる上で不可欠な要素である」と記載されている通りの認識です。

③本区の不登校の現状ですが、10月末時点で小学校28名、中学校・中等教育学校32名、計60名です。

③④どのような居場所で過ごしているか、居場所になり得るかについては、白鳥教室やスペシャルサポートルームを学びの場とする場合、若しくはフリースクールや家庭などで過ごされることもあろうか思います。

⑤⑥多様な選択肢はあるか及び不登校対策と居場所づくりの目的については、白鳥教室の機能拡充、校内教育支援センターの設置、バーチャルラーニングプラットフォームの活用、フリースクールとの連携など、不登校児童生徒の多様な学びの場の確保・創出により選択肢の拡充を図っていきます。

次に、⑦スペシャルサポートルームの現状と課題ですが、現在、小学校2校に設置され、教室に入りにくい子どもの学びの場として効果的に利用されています。課題は、設置する場所と人員の確保です。

また、⑧白鳥教室の状況と課題ですが、10月末現在、27名の小中学生が登録し、適応指導員2名で常時対応しております。年々、通室する児童・生徒が増加傾向にある中で、スペースや人員、スキルの維持・向上などが課題です。

次に⑨NPO法人やフリースクール等との連携についてですが、現在、区内フリースクールにおける活動内容の調査や他自治体のフリースクールの視察・研究を行っております。

また、⑩施設の境をつくらず気軽に立ち寄れる場所については、孤独や孤立を防ぎ、子どもの健全な育成の場として、大切なものと認識しています。

また、⑪フリースクール機能を置くことより、白鳥教室の機能拡充を図ってまいります。「bーlab」については、不登校対策としての施設ではないと認識しております。

⑫最後に、ご指摘の子ども家庭庁の審議会が有効とした点なども参考に研究してまいります。

小林議員の、富士見みらい館についてのご質問にお答えいたします。

まず、維持管理上の課題についてですが、日常生ずる修繕や施設からの比較的軽微な要望への対応は問題なく行われているものの、更なる利便性向上や予防保全的な改修等は、PFI事業者との協議や対応が十分でなかった部分についても認識しております。

次にモニタリングについてですが、日毎、月毎などの区分で維持管理と運営それぞれ160余の要求水準に沿った項目について事業者モニタリングの評価が行われております。また、区のモニタリングについても定例会議等で情報を共有し、履行状況や不具合対応状況などを適切に確認しております。対応の具体例としては、受水槽からのオーバーフローや大雪に伴う施設内への浸水など改善要求に早急な復旧・改善措置が図られております。

次に検証結果についてですが、事後評価書では、担当者の異動などによる引継ぎ不足や習熟度などについての指摘を受けています。また、終了時モニタリング及び検査実施については今後協議・検討の予定です。

最後に次期運営方法についてですが、施設の維持管理や地域開放及び給食は委託を前提に、児童館的機能は指定管理や民設民営などについて課題を整理しながら現在、検討を進めているところです。

自民党	大坂 議員	一般質問	7
質問要旨	○区民の体力向上に向けた取り組み 1 子どもの運動習慣について、工夫と課題 2 新国立競技場の活用（小中連合陸上競技大会の復活）		
答弁者	教育担当部長		

＜教育担当部長＞

大坂議員の区民の体力向上に向けた取り組みのご質問のうち、まず、子供達への運動のアプローチについてですが、学校教育の中でも意図的及び計画的な体力向上や健康づくりの取組むため、昨年度改訂した「千代田区基礎体力向上プラン」を基に、各校において体を動かすことを楽しみながら、運動習慣に取り組んでいます。さらに、区内全校及び園で、コーディネーショントレーニングを導入し、脳や神経系、筋肉等の調和的発達を促進し、体力向上を図っているところです。

併せて日々の体育の授業では、一人一台端末の撮影機能の活用などにより、一人一人の運動への意欲を引き出す授業を進めています。

次に、新国立競技場の活用ですが、国際的なスポーツ施設である新国立競技場で運動する経験を通し、オリンピック・パラリンピック教育で育成してきた「スポーツ志向」の更なる醸成及び、学校間のスポーツ交流を通して、他者と関わる楽しさや協働する姿勢を大切にしたいと考えております。そのため、来年度に向けて、新国立競技場を活用した、子どもたちが一堂に会してできることを具体的に検討しているところです。

議員ご指摘のとおり、将来に向けて運動を続けるきっかけの一つにつながるよう、今後も子供たちが興味・関心を高め、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育むことができる取り組みを進めてまいります。

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和5年12月12日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事 (事 業 名)	場 所 等	出席者等
12	12	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
12	13	水				
12	14	木				
12	15	金		音楽会	和泉小	
12	16	土		音楽会 こども劇場	和泉小 麴町幼・お茶の水幼・千代田幼	
12	17	日				
12	18	月				
12	19	火				
12	20	水				
12	21	木	9:00～	教育委員会臨時会	教育委員会室	教育委員出席
12	22	金				
12	23	土				
12	24	日				
12	25	月				
12	26	火				
12	27	水				
12	28	木				
12	29	金				
12	30	土				
12	31	日				
1	1	月				
1	2	火				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
1	3	水				
1	4	木				
1	5	金				
1	6	土				
1	7	日				
1	8	月				
1	9	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
1	10	水		適性検査郵送出願開始（～1月16日、区分Bのみ）		
1	11	木				
1	12	金				
1	13	土				
1	14	日				
1	15	月				
1	16	火				
1	17	水	13:00～ 受付開始 9:00～	保幼小合同研修会【麴町地区】 ◎ 適性検査出願①（区分Aのみ）	番町小学校・幼稚園 九段中等教育学校	教育委員出席
1	18	木	9:00～	適性検査出願②（区分Aのみ）	九段中等教育学校	
1	19	金				
1	20	土				
1	21	日				
1	22	月				
1	23	火	15:00～	教育委員会定例会 適性検査応募状況の発表	教育委員会室 九段中等教育学校	教育委員出席

「広報千代田」
12月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課

15件

課	件 名	事 業 の 概 略 (体言止めで記入)	と き	会 場	主 催 者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1 児童・家庭支援センター	親と子の絆プログラム ベビママの会 ～お母さんは赤ちゃんの安全基地～	Baby(赤ちゃん)とMama(お母さん)が参加できる初めての交流会 おしゃべりしながら子育てについて楽しく学ぶ	1月19日、26日(金) 10時～12時	富士見ふんぱくひろば(富士見1-10-3 富士見みらい館5館)	
2 文化振興課	千代田区ミュージアム連絡会「ディスカバリーミュージアムfor KIDS (フォーキッズ) —東京国立近代美術館編—	東京国立近代美術館の研究員と一緒に、美術作品を親子で楽しく鑑賞	1月27日10時30分～12時	東京国立近代美術館	
3 文化振興課	千代田区観光協会コラボ展示 「ちよだ歴史さんぽMAP」で第2弾「浮世絵名所」	千代田区の歴史や観光、さらに浮世絵を身近に感じてもらう	3月15日(金)まで	日比谷図書文化館 (日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
4 文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会	1月14日11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
5 文化振興課	四番町図書館 みんなで恐竜博士になろう!	恐竜絵本作家を招き、お絵かきや読み聞かせなどを行う親子向けイベント	1月20日14時～15時	区民ホール	四番町図書館
6 文化振興課	千代田区文化芸術協会展示会	千代田区共催事業 出張「わがまち人物館」、みんなで唄おう「ちよだゆかりの音楽家たちの歌」、トルコの魔除けナザールボンジュウ展示、写真展示など様タイイベントを実施	1月28日(日)～2月11日(日)	ちよだアートスクエア	千代田区文化芸術協会
7 生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座 サークル体験会(1月)	九段生涯学習館などで活動する区民サークルが「サークル体験会」を開催			九段生涯学習館
8 生涯学習・スポーツ課	ちよだまち魅力探訪 丸紅コレクションを紐解く 「ふしみ殿御あつらへ」小袖裂と復元小袖 - 墨書と裂からわかる桃山時代の小袖制作 -	18歳以上を対象とした、丸紅コレクションの「染分練緯地島取に柳模様小袖裂」と「ふしみ殿御あつらへ小袖」についてレクチャーを受け、実物を鑑賞しながらギャラリートークを聞く講座	2月6日(火)10時～12時 ①10時～レクチャー ②10時45分～休憩・移動※各自移動 ③11時20分～ギャラリートーク	①九段生涯学習館 ③丸紅ギャラリー (大手町1-4-2 丸紅ビル3階)	九段生涯学習館
9 生涯学習・スポーツ課	キッズダンスⅤ 幼児・小学生クラス	幼児・小学生を対象としたダンス講座	令和6年1月23日～3月12日毎週 火曜日 全8回 ①幼児:15時～16時 ②小学生:16時15分～17時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
10 生涯学習・スポーツ課	ちよだキッズスポーツ塾	小学生を対象とした、跳び箱、鉄棒、マット運動を取り入れた	令和6年1月31日～3月27日毎週 水曜日(3/20除く) 全8回 16時～17時	スポーツセンター	スポーツセンター
11 生涯学習・スポーツ課	小学生水泳教室	小学生を対象とした水泳教室	令和6年1月20日～3月9日毎週土曜日 全8回 10時20分～11時20分	スポーツセンター	スポーツセンター

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
生涯学習・スポーツ課	親子水泳教室	3歳以上の未就学児（おむつが取れていること）と保護者対象の水泳教室	令和6年1月20日～3月9日毎週土曜日 全8回 9時10分～10時	スポーツセンター	スポーツセンター
生涯学習・スポーツ課	卓球教室Ⅵ	15歳以上（中学生除く）を対象とした卓球教室	令和6年1月22日～3月4日毎週月曜日（2/12、2/19除く）全5回 ①入門・初心者10時～12時 ②中級13時～15時	スポーツセンター	スポーツセンター
生涯学習・スポーツ課	千代田区軟式野球連盟令和6年度新規登録・更新受付	区内の同一オフィスの勤務者または区内在住・在勤者で編成した一般チーム、40歳以上で編成した壮年チームの新規登録・更新の受け付け	1月17日（水）（必着）までにHPから申込書をダウンロードし、Eメールで送信		千代田区軟式野球連盟
生涯学習・スポーツ課	1本の棒で心身ストレッチ 16式太極鞭杆（べんがん）入門	18歳以上の方を対象に、木の棒を使った中国武術「鞭杆」を学べる教室	令和6年1月13日（土）14時～16時	スポーツセンター	千代田区太極拳連盟